



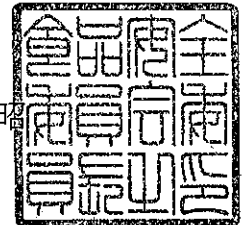
府食第239号
平成18年3月30日

厚生労働大臣

川崎 二郎 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成17年3月28日付け厚生労働省発食安第0328001号、第0328002号及び第0328003号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められたアルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別添のとおりです。

記

アルギン酸及びその塩類（アルギン酸ナトリウム、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム）が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、グループとしてADIを設定する必要はない。